

沖縄県障害者施策推進協議会委員応募要領

1 公募を行う附属機関の名称

沖縄県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）

2 協議会の目的（障害者基本法第36条第1項）

- (1) 沖縄県障害者基本計画を策定するに当たり、意見を述べること。
- (2) 沖縄県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、その施策の実施状況を監視すること。
- (3) 沖縄県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

3 募集人員

- (1) 障害者 3人

ただし、適任者がいない等、応募の状況によっては、公募による委員数が3人に満たないことがある。

4 応募資格

- (1) 応募できる者は、次のいずれにも該当する者とする。

ア 沖縄県内に在住する者であること。

イ 年齢が20歳以上の者であること。

ウ 沖縄県議会の議員又は県の執行機関の常勤職員でないこと。

エ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる者に該当しないこと。

オ 年数回開催される協議会に出席可能な者であること。

カ 委員の任期が引き続き6年を超えない者であること。

- (2) 上記(1)のほか、次の応募資格に該当する者とする。

障害者で、日常生活又は社会生活において相当の制限を受ける者であること。

5 募集期間

令和3年6月15日（火曜日）から令和3年7月7日（水曜日）まで

持参の場合の受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

郵送の場合は、令和3年7月7日以前の日の消印のあるものを有効とする。

E-mailの場合は、令和3年7月7日の午後11時45分までに県が受信したものを有効とする。

6 応募方法

別添応募申込書に「障害及び障害者について理解を促進させるための関係者の役割とは」をテーマとする小論文（800字程度、様式自由）を同封の上、持参・郵送又はE-mailにより応募するものとする。

なお、提出された書類は、返却しない。

7 選考の方法

沖縄県子ども生活福祉部附属機関の委員選考委員会において、応募申込書及び提出された小論文により選考する。ただし、書面審査での選考が困難な場合は、面接を実施する。

8 選考基準

- (1) 委員に必要とされる知見及び経験を有しているか。
- (2) 県政に関し、公正、中立性を有しているか。
- (3) 広く県民の意見を聴取するものであるか。
- (4) その他委員に必要とされる事項。

9 選考結果の公表

選考結果については、沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課のホームページ及び行政情報センターにおいて公表する。

また、委員に決定した応募者に対しては、別途通知する。

10 協議会委員の報酬、費用弁償等について

- (1) 報酬 日額9,300円
- (2) 費用弁償

沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の適用を受ける職員の旅費相当額

- (3) 任期 任命の日から2年
- (4) 開催回数等 年数回程度、主に県庁にて平日開催

11 応募先及び問い合わせ先

〒900-8570

那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

TEL : 098-866-2190 FAX : 098-866-6916

E-mail : aa029017@pref.okinawa.lg.jp